

耐震化

あなたの家は大丈夫？

阪神・淡路大震災以降、日本列島では地震が頻発しています。また、近い将来には南海トラフ巨大地震の発生が予想されるなど、大規模地震はいつ、どこで発生してもおかしくありません。地震の被害を最小限にとどめるために大切なのは、日ごろから地震に備えておくことです。

住宅への備えは、まず耐震診断を受けて住宅の耐震性を把握し、必要に応じて耐震改修工事を実施することです。

ここでは、市内の住宅耐震化の現状やその対策、補助制度についてお伝えします。

問合先 建築課建築担当（☎65・2148）

5連動地震発生の危険

西尾市は、東海・東南海・南海の3連動地震に加え、宮崎県沖の日向灘と南海トラフ沿いの海溝軸を震源域にした5連動地震の発生が心配されています。また、地震防災対策強化地域と東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されていて、大規模地震の発生の危険とともに、甚大な地震災害を受けることが想定されています。

被災後の生活を守るためにも耐震化は必要

東日本大震災の経験から、震災後の仮設住宅や復興住宅の整備など、被災者支援には相当な時間を要するため、避難所や仮設住宅での生活が長期にわたることが予想されます。建物の倒壊により、長期間にわたり自宅や職場を失ってしまうことは、生活基盤そのものが揺らぐことになりま

素早く外に出られ避難できる住宅に

東日本大震災でも大きな被

阪神・淡路大震災（平成7年1月17日発生）で建物の倒壊などで亡くなられた方は約9割

阪神・淡路大震災では6,434人の尊い命が奪われました。地震による直接的な死者数は5,502人で、このうちの約9割(4,831人)は建物の倒壊などによるものでした。

耐震化の現状

西尾市の住宅は、25年2月現在で総住宅戸数は約5万2400戸あります。その内、耐震性があると推計される建築物は約3万6600戸で、耐震化率は約7割と推計されます。従って約3割の1万5800戸は、まだ耐震化がされていない住宅となります。

◆住宅の耐震化の課題とその解決方法を専門家に聞きました



(公社)愛知建築士会西尾支部
支部長 神谷義彰氏

われています。リフォームの機会に補強できれば、耐震補強の経費は抑えられます。

— 県の発表では、西尾市には7 mもの高さの津波が来るとの想定ですが

西尾市の最短津波到達時間は45分あります。過度に怖がる必要はありません。ただ、45分で安全な場所に避難できる道を毎日散歩するなど、日常生活でも絶えず防災を意識することが大切です。また、ブロック塀の倒壊などで道路を塞がないように、避難を妨げない・救助を妨げない対策も必要です。

— どうせ津波で建物が流されるからと諦めてしまっている方がいますが

防災に対する無力感を抱くのは絶対に避けてほしいです。わずかなことでも、できることから少しずつ地道にやっていくことが大切です。



— 西尾市民の地震の備えは

地震の備えといえば、非常食と水、懐中電灯などを準備することが当たり前となっています。しかし「家族全員が生き残る保障はどこにありますか」という問いから目をそらしています。まずは“生き残る”備えをしてください。

— 家族全員が生き残るには

まずは、一日で一番長く居る場所の耐震対策です。倒壊した建物に生き埋めにならない・家具の下敷きにならない事が重要です。健康診断を受けるように、一日も早く耐震診断をして悪い場所を見つけてください。

— 県が南海トラフ地震の想定被害を発表しました内閣府は地震避難者の半数程度しか避難施設に入れないと想定しています。西尾市は浸水に襲われ、行政の支援も遅れることが予想されるため、避難施設に頼らない備えが必要です。

— 巨大地震が発生した場合、西尾市で最大1,800人が犠牲になるとの想定ですが

残念なことに、西尾市は西三河地方でワースト1位です。気になるのは建物の倒壊で亡くなる方が安城市より、かなり多いことです。耐震基準を満たさない古い建物が多いことが原因です。

— 耐震改修が進まない理由は

人々の災害意識の低さがありますが、最大の理由は「高い金額を掛けても、どれだけ安全で安心な建物になるのかよく分からない」ということではないでしょうか。

— 耐震化にはどのくらい費用がかかりますか

耐震補強費は木造住宅で1㎡当たり20,000円が目安で、100㎡なら200万円です。最近ではもっと低額の工法があります。また、耐震補強と無関係なリフォームは平均400万円程かけて行

市では、耐震診断や耐震改修、取り壊しなどの費用を補助しています
※昭和56年5月31日以前に着工した住宅に限る。

● 木造住宅無料耐震診断

対象 2階建て以下の木造の一戸建て・長屋建て住宅

(貸家を含む)

● 非木造住宅耐震診断費補助

対象 木造以外の一戸建て住宅(貸家を含む)

補助金額 8万6000円以内

※耐震診断費用の3分の2。

● 耐震改修費補助

対象 次のいずれかに該当する工事

① 診断後の判定値0・7未満の木造住宅について、判定値を1・0以上とする工事

② 診断後の判定値0・7以上1・0未満の木造住宅について、判定値に0・3を加算した数値以上とする工事

③ 簡易改修や小規模改修により、補助を受けた住宅について、判定値を1・0以上とする2回目の工事

補助金額 90万円以内(2回目の工事は60万円以内)

※耐震改修費用。

その他 所得税・固定資産税の控除が受けられる場合があります。

● 簡易改修費補助

対象 診断後の判定値0・7未満の木造住宅について、判定値0・3を加算した数値以上かつ0・7以上とする工事

補助金額 30万円以内

※耐震改修費用の2分の1。

● 小規模改修費補助

対象 診断後の判定値0・7未満の木造住宅の耐震性向上に有効な工事や耐震シエ

ルターの整備

補助金額 15万円以内

※耐震改修費用の2分の1。

● 取り壊し費補助

対象 診断後の判定値1・0未満の木造住宅1棟の取り壊し工事

補助金額 20万円以内

※取り壊しに要する費用。

● ブロック塀等撤去費補助

対象 道路からの高さが1m以上で、組積造の部分が80cm以上のコンクリートブロック塀等を撤去する工事

補助金額 10万円以内

※撤去費用の2分の1。

申込・問合せ 建築課 建築担当 (☎65・2148)